

「満洲国」における戦時軍事援護事業の実況

A Report on the Military Support Operation in Wartime in Manchuria

沈 潔

まえがき

「満洲国」の軍事援護制度は、日本植民地支配者の中国に対する全面戦争が勃発する直前に確立された特殊な社会事業であった。1937年1月「満洲国」の国務院は「募兵制訓令」を公布し、兵士募集を全面的に開始した。同年の8月、即ち「七・七事変」の直後には、応募兵役中の兵士の家族の生計貧困なる者を対象として、本人の兵役中その家族に対して援助するようという指示が出され、こうして「満洲国」の軍事援護制度は正式にスタートし、それ以後、中国本土への侵略戦争の激化に伴って、展開されることになる。

本文ではこの「満洲国」の軍事援護制度の形成及びその展開をめぐって分析を行い、「満洲国」社会事業の植民地化の過程、特徴を明らかにしたい。

1. 軍事援護の立法について

A. 軍事援護法令の制定

1937年（康德4年）8月23日、「満洲国」政府は「軍人をして後顧の憂無く軍務に励ましむる為に」（吉林省民政庁社会科 35）軍隊に入った兵士の貧困家族に対して援助をすることを決めた。それと同時に、「満洲国」の最初の軍事援護法令である「救助金交付令」が発令された。

「救助金交付令」の基本的な内容は次の四項目からなっていた。

一、救助金の配分。入営兵の家族の貧困状況に

ついて調査を行った上で、その程度により救助金を配分する。

二、救助の期間。康德四年度（1937年）に入隊した兵士は翌年の三月までに救助を開始する。

三、救助の方法。救助は現金給与、物品の給与、無料の施療等の三つに分け、各省、市（日本の県、市に相当）は具体的状況によって最も適当と思われる手段を選んで実施する。

四、救助金の減少或いは廃止。救助を受ける家族に素行不良、怠惰などの状況があれば、救助金を減少或いは廃止するとなっていた（同上 36参照）

1938年（康德5年）1月、「満洲国」民政部訓令第一号として「募兵ニ依ル入隊兵貧困家属救助手続」が公布され、それと同時に、康德4年の「救助金交付令」は廃止された。この「救助手続」は合わせて十二ヶ条からなっていて、内容的には康德4年の救助令より完備された感がある。最も目立った改正内容としては次の三点が挙げられる。

①救助を受ける対象の権利。例えば、第一条には「募兵に依る入隊兵の為其の家族生活し能はざるものと認めたる場合は現住地管轄特別市、県、旗、（県、旗は日本の郡に相当）市長本手続に依り救助を行ふべし」（同上 37）と規定した。それまでの規定は政府が行った調査の結果によって救助の対象を決定したのに対し、改正されたこの法令では、入営兵が所定の手続により救助を申請する権利が与えられた。これは重大な変更であった。②救助方法の改正。第一条の後半では、「本

救助事務を街（町会長）、村長又は之に準ずるものに委任して得」（同上 37）と決めていた。即ち、救助を受けるべき者に対して、現駐地を管轄する特別市、県、旗長が救助を行うべきであり、必要があれば街、村長に委任しても良いことになった。この改正後の規定によれば、具体的な事務を街、村長に委託することができ、隣保扶助の精神と国家からの援助を密接に結び付け、責任を分担しながら、街、村の下層組織に実施と監視の二重の機能を働かせた。③救助種類の変化。生業扶助、医療及び生活扶助など幾つかの種類に分け、また救助の金額も入隊兵の家族人口、資産、所得、労働能力などの状況によって、幾つかの等級に分け、その中の生活扶助費用は国庫から負担することとした。「救助手続」の中にも、「生活扶助は毎月現金品給与に依り之を行ふべし、……現金品給与に要する救助金は国庫より支給す」と規定し、生業及び医療扶助の金額は各市、県、旗が適宜行うように命じた（同上 38）。つまり、政府は一部の援護項目に助成金を出すと同時に、各市、県、旗を実施の主体にする原則も明らかにしたと言える。この費用の出所に関する変更は、日本国内の動きとほぼ同じであった。例えば、1938年（昭和13年）2月に通達した「召集解除者ノ援護ニ関スル件」の中で、「生業費の給与、生活費の補助、医療費の給与、生業資金貸付補助などであった。これらの事業主体は本来は帰郷軍人に対する隣保相扶による銃後後援であったから、道府県を実施主体とし、政府がこれを助成することを原則とした」（吉田久一 273）ことを決め、地方政府を実施主体にして中央政府はバックアップ役に回るという構造を作り出した。この改正点から見ても「満洲国」と宗主国である日本との間の連動関係を見出すことができる。

この時期に制定、公布された「救助金交付令」と「募兵ニ依ル入隊兵貧困家属救助手続」の二つ

の訓令の変更状況から見れば、1937年8月急遽と登場した「救済金交付令」は、明らかに同年に勃発した「七・七事変」による戦争情勢の変化に対応するために取った臨時的措置であり、1938年1月に登場した「救助手続」は、前項の「交付令」の措置に対する修正と補強である。いずれも「満洲国」政府が既に軍事援護を国策の重要な内容の一つとして取り入れていた姿勢を表すものであった。「康徳四年以降、厚生政治の発展期におけるこの国最大の民生救済事業として高く評価せらるべきは、軍事援護制度の確立である」という（満洲帝国政府編 257）。「満洲国」自身の表明もこれらの措置の軍事的意義を示したのである。

当時の軍事救護事業の政策面での変化を、「満洲国」政府社会司の社会科は次の三点に分けて紹介したことがある。

①軍事援護活動の範囲が拡大された。以前、軍人及びその家族に対する慰謝、慰問、出征、退営の出迎え、見送りなどの活動は、救護範囲に入らなかったが、いまやすべて軍事援護の範囲に含められた。つまり民衆の消極的思想を積極的な奉仕思想に変えようとするために取った措置である。

②軍事援護関係組織に対する統制が強化された。これらの措置によって、民間援助団体に対する統制が徹底的に強化された。いわゆる救済方面を担当している民間団体は、もちろん全部戦時体制に動員されたが、そのみならず、広い意味で言われる援護団体である奉公会、後援会、銃後同盟会などの「国民運動的組織」に対しても強力な統制指導が加えられた。その上、単一化、普遍化の傾向を防ぐために、「満洲国」政府は政府側の援護事業と民間団体の行った援護事業の統合性にも配慮、「官民一致協力し、軍事援護の万善を期する」というスローガンのもとで、民間団体の力を最大限に戦争動員するための方策を採った。

③軍事援助が権力化された。民間団体に対する

権力統制が強化され、民衆に国民援助実施を強要する指導力も強化された（満洲国民政部社会司社会科 19）。

軍事援護活動の具体的な結果を見ると、以下の二つの傾向を見出すことができる。第一に、軍事援護に使う費用は逐年に増加する傾向があった。「満洲国」国庫から支出した軍事援護費用の状況は、康德4年（1937年）7,002,800元、康德5年（1938年）23,352,000元、康德6年（1939年）38,108,300元であり、わずか三年間で補助金額が五倍以上にも増加している。第二に、吉林省での救助の状況から見れば、救助を受ける者の比較的に多かった地域は貧困の農村地区で、都市や比較的豊かな地区から来た入隊兵の中で援助を受けた者は相対的に少なかった。農村出身者の増加は国庫支出の軍事援護費用増加の主な原因の一つである。この問題が後に軍事援護制度に対して改革を行わざるを得なくなった原因の一つになった。

B. 「国兵法」の公布

中国侵略戦争の長期化や兵隊の供給源の増加、さらには、1938年の張鼓峰事件、1939年のノモンハン、ハルハ河事件など一連の軍事衝突によるソ連、モンゴルとの国境緊張の高まりに応じて、「満洲国」はより積極的な民衆動員によって国内体制を戦時体制に強化し、再編成していく必要に迫られることになった。その上、関東軍は「自昭和12年度至16年度満洲国戦争準備指導計画」の中で、さらに「組織運営を平時より努めて戦闘状態に近似せしめ、速に物心両面にわたる、戦争準備を完整せしむるごとく指導する」（山室信一 296）方向に動き出した。こうした背景の下で、「満洲国」政府は関東軍の意志を仰いで、「人民総服役主義」というスローガンを掲げ、兵士供給源の増加方法を講じた。1939年後半、先ず世の世論から着手し、厚生司事務官の于長運は論文で、「我が

国軍は共同防衛の大義に基き、友邦軍と共に国防上不可分の関係を有し、重大なる責務を分担して居る。斯る重大使命を有する国軍を現行募兵制によつては尚ほ幾多不十分な所があり、徴兵制を採るにあらざれば、真の国土防衛の責任を果し得ざる為め、遠からず国民総服役制による徴兵制が布かれることになった」（「我が国軍事援護の現状と将来」55）と強調した。

そして、第二段階として、1939年10月、国務総理を委員長とした「人民総服役制度審議委員会」が成立し、兵役制度及び公役制度に対する審議、研究に入った。その結果である新「国兵法」は4月11日に正式に公布され、4月15日から実施された。4月16日、国務総理張景恵、民生部大臣孫其昌、治安部大臣于深徴らは連名で「国兵法」の実施に関して布告を出した。

この布告の主な内容は、次の通りである。

1940年4月1日、「国兵法」が公布された。同法に関する最も重要な改正は、以下の通りである。①募兵制から徴兵制に変わる。②徴兵の年齢が、募兵制時代は20歳から23歳までであったものが、徴兵制では19歳からになった。③兵役の義務の負担者は満、蒙、漢の三民族に決められ、日本人と朝鮮人は含まれない。また「政府としては国兵法の実行を契機として本年十月一日を期して全国一齊に国勢調査を断行し、……之を基礎として壮丁名簿を作製することになった」（「国兵法の特殊性」74）ということも宣言され、徹底的な徴兵制を断行する態度を示した。④兵士の選抜に当り、素養、家庭事情、体格を同等に考慮すること。ここに言う家庭事情は、家庭の貧富状況を指し、その目的は募兵制の兵隊のほとんどが貧困の家庭出身者ばかりで、国家の援護負担を増加する局面を変えようとしたところにある。⑤兵役期は三年とし、日本より一年長いこと。⑥入隊の軍人に再教育を行うこと。再教育の目的は「在来の個人主

義、家庭中心主義の思想を打破して、全体主義、国家主義的思想観念の養成」(同上 76) をすることにある。⑦軍事援護をさらに完備させ、優遇、恩典待遇を設置することによって軍隊の優越性を樹立すること。「軍事援護は困窮家庭の壮丁のみを対象とした謂はゞ消極的なものであるが、軍人優遇は入営壯丁全員を対象とし積極的に軍人を優遇して兵役に服するは国民光榮ある義務にして名譽ある権力なりとの観念を培養せんとしてゐる」(同上 77)。

「国兵法」の登場過程には、日本植民地支配者が侵略戦争の需要によって、強引に「満洲国」を兵隊の供給源化しようとした企図がはっきりと現れた。一方、「満洲国」の傀儡政権も『国兵法』の実施によって「満洲国」を兵營化する意識を民衆に押し付けようとした。この二つの企図を実現するために、「満洲国」政府と日本植民地支配者は、軍事援護制度と軍事援護教育などの方面にも力を入れなければならなかった。

C. 軍事援護法の改正

「国兵法」の公布は「満洲国」の兵役制度に大きな転換を与え、それに伴い、軍事援護制度も大きな転換期に入った。新しい「軍人優遇法」、「軍事援護要綱」、「軍事優遇要綱」なども前後して登場し、1940年10月、上述の諸軍事援護法令に対して修正を行った上で、「満洲国」の民政部、治安部、司法部、經濟部、交通部は連名で「軍事援護法」を發布した。

この「軍事援護法」は総則、生活扶助、職業保障、収入保障、収容保護、特殊扶助、雑則、罰則などの八章三十九ヶ条より構成され、その主な内容は次のようなものであった。

まず、同法令の公布の目的について、「総則」の部分では、「本法ハ国民ノ軍務ニ服スル因リテ生ズルコトアルベキ本人又ハ其ノ家族若ハ遺族生

活上ノ不安ヲ防遏シ以テ帝国軍人ヲシテ後顧ノ憂ナク一意奉公ノ誠ヲ尽サシムルコトヲ目的トス」(満洲国法制処編纂「軍事援護」1)と述べ、日本の中国侵略戦争の遂行目的に最大限に奉仕するように限定された。

援護対象の規定について、「総則」では援護を受けるべき対象を、在営軍士兵、傷痍軍士兵家族、軍士兵及傷痍軍士兵遺族、同盟国軍人(主に日本軍人を指す)、同盟国軍人家族と遺族などの五種類に分けた。それまでの援護対象に関する規定との最も大きな違いは、いわゆる同盟国軍人及びその家族に対する援護の規定である(同上 1)。「同盟国」といっても満洲地方にいた日本軍人のことを指しているのであった。「満洲国」政府にとっては、重要な改正内容であった。

援護内容の規定について、次の五項目に分けて見てみる。

①生活の扶助。生活扶助を受けられる援護対象は以前より拡大された。『軍事援護法』の規定では、「国兵の家族、国兵の入営に因り生活すること困難となりたる場合は之に対し生活扶助を為す」(同上 3)となっている。しかし、それまでの規定は、「募兵に依る入隊兵の為其の家族生活し能はざるものと認めたる場合」、援護を受けられるとなっていた。これは生活不能の家庭から生活困難によって扶助を要する家庭まで対象を拡大したことを意味していた。この点に関する改正はちょうど日本の「軍事救護法」に対する改正と一致していた。例えば、吉富滋が『軍事援護の実際』という本の中で指摘したように、日本の場合も「……被扶助者の資格条件は第五条で『生活スルコト困難ナル者』と定められている。従来は『生活スルコト能ハザル者』と規定されていたことに比較して、文法上の大きな転換ではあるが、……所謂極貧者より生活程度の高い者であることは明かである」であったという(吉田久一 262)。

②職業の保障。入営者或いは退営者に対して職務保留及び就職上での保護政策を決めた。その主な内容は、「何人ト雖モ被傭者ヲ求メ又ハ求職者ノ採否ヲ決スル場合ニ於テ入営ヲ命ゼラレ又ハ命ゼラルルコトアルベキ者ニ対シ其ノ故ヲ以テ不利益ナル取扱ヲ為スベキカラズ」、「雇傭者ハ入営ヲ命ゼラレ又ハ命ゼラルルコトアルベキ被傭者ニ対シ其ノ故ヲ不利益ナル取扱ヲ為スベキカラズ」、「常時三十人以上ノ被傭者ヲ使用スル雇傭者ハ入営ヲ命ゼラレタル被傭者ヲ解雇シタルトキ又ハ被傭者ノ入営ヲ命ゼラレタル以後ニ於テ雇傭期間ノ満了シタルトキハ其ノ者ノ退営シタル日ヨリ二月以内ニ再ビ之ヲ雇傭スベキ」（満洲国法制処編纂 5）などである。士気の安定を確保する方面では重要な措置の一つと言えよう。

③収入の保障。入営期間の国兵の中で、以前雇われた会社と契約のある者には、会社側が本人に元の給与額の五分の一の金額を引き続き支払わなければならない。収入の保障と職業の保障に関して、「満洲国」の軍事援護法は初めてこのように詳細な規定を決めた。というのは、以前「満洲国」の兵隊の供給源は主に農村から来た農民であり、こうした援護を行う必要性は差し迫っているものではなかった。しかし、「国兵法」の公布によって、兵隊の供給源は都市にまで拡大され、「軍事援護法」の公布によって、同盟国の軍人も援助対象に入れることとなり、この二つの保障事業を一刻も早く実施しなければならなくなったからである。また、この二つの規定は実際に日本国内で昭和13年4月1日から実施された「入営者職業保障法」とほとんど同じで、軍事援護事業上に「満洲国」が努めて日本との間の共時性を保とうとする傾向が現れた。

④収容保護。傷痍軍士兵がもし収容保護を受けなければならない時、満洲国赤十字社のチェックを経て恤兵院に入ることができ、その家族も付き添う

必要があれば、収容入院することも可能となった。

⑤特殊扶助。満洲軍人後援会は民政部大臣の規定によって軍事援護の職責を行うことができるようになり、同組織は法律上の公的な地位を持つことができた。この時期、軍事援護事業が次第に公的に発展していた象徴と言えよう。

「軍事援護法」が公布されてから、「満洲国」政府はさらに1941（康徳8年1月）に「軍事援護法施行規則」を公布し、実施を命じた。そして、同じ1月に、「退営者又ハ傷痍軍士兵ヲ使用スベキ事業者指定ノ件」を公布し、65軒の企業に対して退営者と傷痍軍人の再就職に協力すべき事項を決めた。7月に「軍事援護医療扶助併ニ助産扶助ニ関スル件」を公布し、医療救護機構と医療救護対象を決めた。また8月には「軍事援護法第六條第二項ノ規定ニ依リ援護ヲ受クベキ者ノ範圍ヲ定ムルノ件」という法令を出して、日本軍兵士及びその他の同盟国兵士に対する援護範囲を明確化した。

上述した法令の業績としては、康徳7年（1940年）徴兵入隊した者の中で貧困のため家族に生活扶助を要するものに対して、「満洲国」政府は656,000元を提供し、被援護者は27,116名（満洲国史編纂刊行会編 1142）に達したことがあげられる。

以上の沿革から見ると、「九・一八事変」勃発後、「満洲国」の軍事援護事業も急速に本格化して来たことは明らかである。社会事業の一部とはいえ、中国侵略戦争のために奉仕する社会事業なので、満洲地方の民衆にとってはむしろ大きな災難であったといえる。そして、その実施の過程から見ても分かるように、この事業は強引に民衆に押しつけさせたものであった。

そして、上述した立法の沿革から、「満洲国」の軍事援護立法が極めて短い期間の内に成立したことが分かる。ある意味では、それは日本国内の軍事扶助法の焼き直しだといっても良い。その上、

両者が互いに調節しながら制約する事もあった。

「満洲国」では完備された社会事業立法はほとんどなかった。1937年に成立した最初の軍事援護立法である「救助金交付令」の内容がかなり幼稚、簡単なものに止まっているにも拘わらず、1940年になると、いきなり基本生活扶助から助産、葬儀など種々の項目の保護措置を含めた「軍事援護法」制定することになった。「軍事援護法」は社会事業関連立法の中で最も完備された援護法となったが、これは正常な進化とは考えにくい。軍事援護法の規定を分析してみると、その救護の対象と救護事業の範囲が次第に拡大し、同時に公的な運営の性格もますます強くなってきたことが分かる。このような突然の転換は社会事業全体の犠牲を必要とするものである。社会事業全体の犠牲を代価として軍事援護の発展と交換したのである。そのため、1940年以後、社会事業理念を含む「満洲国」の社会事業は衰退の危機に陥り、社会事業には軍事援護を中心として展開する道しか残されていなかった。

2. 軍事援護理念の注入

「満洲国」の軍事援助事業は単純に軍人家族に対する生活救助を与えることだけに止まらず、国兵法や軍事援助の実施によって「満洲国」管内の中国民衆に「満洲国」を兵営国家とする必要性、合理性の認識を植え込む思想教育運動でもあった。兵役に服することを強制された中国人兵士にとって、彼らが相對している「敵」や「匪徒」などはまさに自分の同胞なので、当然「満洲国」を守る意識よりも「満洲国」政府の命令に反抗する意識は更に強かった。そのため、兵役期間中の兵士の逃亡や反抗及び兵役からの逃避は至る所にあった。諸政策の中でも特に「国兵法」の実施は、「満洲国」では民衆の激しい反抗を引き起こし、「満洲国」政府内部の中国人官吏と知識人たちの強い反

感を買った。「満洲国」政府の責任者らも、「国兵法の実施は、確かに大きな精神革命と言はねばならぬ。だから夫丈け（それだけ）一般民衆に与る影響は大きく、一部知識分子層の間に於てさへも、制度の内容を充分理解せざる処から時期尚早とか、或は実施反対の議論が流布されてゐたのである」（「国兵法の特殊性」 73）という危機感があった。そして、「国兵法施行の主眼点が良質の壮丁を獲得して国軍の強化を図るに在ることは明瞭であるが、他面満洲国の特殊事情から軍隊教育が多分に国民訓練的意義を持つのである」（同上 76）という視点から、一般民衆に軍事援護理念を注入することが開始された。

軍事援護理念の注入作業を実施する出発点は、いわゆる「国民意識」の教化にあり、この注入作業は以下の過程を経ている。

「満洲国」では、「軍事援護」という言葉が使われ始めたのは「七・七事変」後のことで、その時までは、ずっとそれを社会救済の一種として見なし「軍事救護」と呼んできた。「七・七事変」後、日本国内に軍事援護の理念が変化し、「満洲国」の関連理念もそれに従って転換せざるを得なくなった。社会司社会科の理論宣伝によれば、「今次事変を契期として、軍事救護に対する国民的な再検討が加へられて軍事救護であってはならぬ。軍事援護でなければならぬと言ふ観念に変わつて来たのである。即ち気の毒な憐れな人々を救済すると言ふ観念ではなく、名誉ある人々に対し国民が感謝するのである。御恩返しをするのであるとの観念に変わつて来たのであり」（満洲国民政部社会司社会科 18-19）軍事援護を一つの一般社会救助の範囲を超えた特殊な援護事業として見なし、特に観念上ほかの社会事業と区別する必要性を大いに強調した。

そして、「国兵法」の公布によって、軍事援護の重要性、必要性に対する宣伝がさらに強化され

た。「軍人優遇法」や「軍人優遇要綱」などの設置によって、「軍人を優遇して兵役に服するは国民の光栄ある義務にして名誉ある権力なりとの観念を培養せんとしてゐる。……斯かる軍人優遇法の制定に依つて漸次之を社会的習慣に導かんとしてゐる」(「国兵法の特殊性」77頁)と「満洲国」傀儡当局は自慢げにその成果を強調した。

1942年、日本帝国主義が突入した「大東亞戦争」の局面はますます悪化し、滅亡寸前となったが、最後のあがきとして、「満洲国」政府は日本側の要求に合わせて、「軍事援護強調週間」活動を起こした。2月5日、民生部が「訓令十七号」を發布し、この強調週間の実行目的について、「強調週間の目的は、国民に軍事援護の重要さを深く認識し、その上、日、満両軍将士が受けた苦勞に対して感謝の念を表し、国民各階層の日常生活の持久を高揚させ、傷痍軍人その家族、戦歿軍人遺族、在営軍人の家族等に対する援護の徹底を目指すことにある」(満洲国中央社会事業連合会編 35)と説明した。つまり、最終的な目的は、軍事援護の意識を徹底的に民衆下層まで貫徹、浸透させることにあった。

「軍事援護強調週間実施要綱」の規定によれば、この活動の実施要項は主に次の数項目である。①「軍事援護精神ノ昂揚」。各種の宣伝手段を利用して国民にその精神を貫徹すること。②「祈祷」。各種の集会、朝礼を利用して戦歿軍人に黙祷し、各種の神社、寺廟で祈願祭などを行うこと。③「生活支援ノ徹底」。福祉委員、隣保組長などに軍人家族の生活状況に対して徹底的な調査と慰謝訪問を行わせ、その生活上の困難を解決すること。④「前線將兵ニ対スル感謝慰問」。⑤「小国民ノ教化」。即ち、学校の教科内容、科目の中に軍事援護の内容を増加し、軍人、傷痍軍人、軍人家族に対する尊敬、感謝の念を育成する。青少年に対して徹底的な軍事援護精神の教化を行うこと。⑥

「入退營兵ニ対スル鼓舞感謝」即ち、歓送、歓迎会、壮行会などの開催に関する規定である(同上39)。これらの措置の実施によって、社会の各階層まで軍事援護理念をつぎ込もうとした企図は既にはっきりと現れたと言える。

3. 軍事援護諸組織の概況

「軍事援護法」第55条「軍事援護を行ふ団体」の規定によれば、軍事援護を行う主な団体は、財団法人満洲軍人後援会、満洲国赤十字社、財団法人満洲国防婦人会の三つのである。

A. 財団法人満洲軍人後援会

財団法人満洲軍人後援会は特殊な使命を持った後援組織である。「軍事援護法」第六章の特殊扶助に関する規定によれば、「特殊扶助ヲ受ケントスル場合ニ於テハ傷痍軍士兵、傷痍軍士兵ノ家族若ハ遺族又ハ軍士兵ノ遺族ノ属スル戸ノ戸長又ハ之ニ準ズル者ハ第十号様式ニ依リ市ニ在リテハ住所地市長ヲ、県旗ニ在リテハ住所地街村長ヲ経テ財団法人満洲軍人後援会ニ願出ヅベキ」(満洲国法制処編纂 7)となっていた。この規定から見れば、同団体は地方の軍事援護行政を統轄する機構であることがわかる。日本内地の軍人援護会と同じ性格を持つ組織である。満洲軍人後援会の成立は、「七・七事変」が勃発した年の1938年(康徳5年)のことで、その後、軍事援護範囲の拡大につれて、関東軍所属の日本帝国軍人後援会からの強い要請に応じて、「日満共同防衛に寄与する大精神より、永年幾多の功績を残した日本帝国軍人後援会満洲支部の統合を求め、満洲軍人後援会の成立を見る」(「我が国軍事援護の現状と将来」54頁)ことになり、これには満洲地方に日満統一の中央軍人後援会組織が成立したのである。

1938年10月、「財団法人満洲軍人後援会定款」が制定された。この「定款」の総則では、「本会

ハ治安部大臣及民政部大臣ノ監督ヲ受ク」、「総裁ノ推戴ハ政府ノ承認ヲ経テ理事会之ヲ行フ」、「本会ハ日本帝国軍人後援諸機関ト特ニ緊密ニ連係スルモノトス」(吉林省民政庁社会科「財団法人満洲軍人後援会定款」48)などと規定した。満洲軍人後援会は社会事業の中心的な任務が軍事援護事業に転換されてから、新しい形勢転換の需要に対応できるように成立した新しい組織である。形式上では民間組織の性格を持っているが、実質上は、政府の軍事援護事業の別動隊的な存在であった。同組織は、援護法の規定事項以外の軍事援護事業を担っており、経費は主に「満洲国」政府からの支出金で支えられていた。

同組織の設置目的は、「満洲ニ於ケル日満両国軍人ノ後援ト為リ軍人ヲシテ後顧ノ憂ナカラシメ日満共同防衛ニ寄与スルヲ目的トス」(同上)と明記されていた。財団法人満洲軍人後援会の組織は三つのランクに分けられ、中央には、中央軍人後援会が特別市と地方には満洲軍人後援会支部を設置し、市、県には事務所を設置することになっていた。しかし、すべての組織機関は、全部協和会機関の内部に設置され、協和会に対する従属関係もここに反映されている。そして、基金の来源は、「基本財産ハ満洲国政府及日本帝国軍人救援会ヨリ交付又は寄附セラレタル拾万円」(同上 49)などが中心になっていた。

また、「軍事援護法」で決められたいわゆる「日満共同防衛の本義」に基づいて満洲軍人後援会には以下の事業を定めていた。

(1)生活扶助。①国兵の家族の中の政府援護対象以外の家族に対して法外扶助を行う。②在営軍士兵の家族、傷痍軍人及びその遺、家族並びに軍属、警察官の遺族に対する生活扶助を行う。③国兵の遺族、傷痍士兵及びその遺、家族に対して特殊扶助を行う。④「日本帝国軍人」たる現役兵、応召軍人家族、軍人遺、家族、傷痍軍人及びその遺、

家族に対する生活扶助を行う。⑤災害時における臨時生活扶助を行う。

(2)生業扶助。①傷痍軍人、退役軍士兵及び軍士兵の家族に対する生業資金の貸与。②傷痍軍人及び退営軍士兵に対する屯墾農場の移植。③傷痍軍人、退営軍士兵及び軍人の遺族たる者の職業補導及び委託補導。④退職軍官(将校)、退営軍士兵に対する職業再教育講習の実施。蒙(モンゴル)地出身の退営軍士兵に対する家畜の貸与。

(3)医療及び助産扶助 ①軍士兵の遺、家族、軍士兵の妻、傷、遺軍士兵及びその遺、家族に対する医療費の扶助。②傷痍軍士兵の妻、軍士兵の妻及び母にして扶助を要する者に対する助産費の扶助。

(4)教育扶助及び保育。①軍人家族及び軍、警官公歿者の遺児並びに傷痍軍人の子に対する初等学校学用品費の給与及び中等実業学校在学のもの奨学資金の貸与。②軍人、家族及び軍、警官公歿者の遺児に対する保育料の給与または依託保育の実施。

(5)職業斡旋。退営並びに傷痍軍人に対する治安部軍人援護班と連絡のもと職業の斡旋を行うこと。

(6)資金融通。①退職軍官、退営軍士兵、傷痍軍人及び軍人遺族に対する恩給年金の立替。②退営軍士兵傷痍軍人及び軍人遺族に対する帰郷旅費の貸与。

(7)恤兵院収容者の家族宿舎の経営並びに家族指導。

(8)傷痍軍人に対する療養。

(9)慰問慰謝。①軍人、軍属、警察官、傷痍軍人及び軍人の家族に対する慰問。②公歿軍警に対する弔慰金または花環の贈与。

(10)軍警及びその家族に対する身上全般相談。

(11)国兵の家族、軍官軍属及び傷痍軍官、軍属、軍士兵の遺族に対する名誉章標の交付をすること。

(12)軍人家族の遺族を建国忠霊廟祭に参拝せしむ

ること。

(13)在満日本軍人遺族を靖国神社大祭に参拝せしむること(中央社会事業協会社会事業研究所 341)などとなっている。

B. 満洲国赤十字社—恤兵院

「軍事援護法」第五章の「収容保護」という項目に、「満洲国赤十字社恤兵院ニ入院ヲ希望スル者ハ入院申出書ノ書類ヲ添付シ住所地市県旗長ヲ經テ満洲国赤十字ニ申出ツバシ」(満洲国法制処編纂 16)と規定した。恤兵院の入院には行政機関の長官許可が必要ということから、同組織の性格が想定できるだろう。

恤兵院は「満洲国」政府が直接コントロールして満洲国赤十字社に経営を委託した官営事業であり、国家が傷痍軍人及びその家族に対して直接保護を行う施設である。恤兵院の設置は、軍事援護事業が国家的事業として重視され、一般の社会事業とは異なった地位を持つことを象徴していた。

①設置計画の提起

1937年4月、「満洲国」で恤兵院を設置する計画が浮上し、同年の12月、傷痍軍人収容事業が実施された。それとほぼ同時に、即ち1938年4月、日本傷兵保護院が設置され、そして収容事業も開始された。「満洲国」恤兵院の設置が、日本国内の国家事業としての軍事援護の動きと直接的な関係と持つかどうかは、資料の制限上今の時点では詳しく説明できないが、両者間の関係は、「恤兵院設立趣旨」の中で明白である。「盟邦日本帝国に於ては既往の戦役に殉ぜし将兵及其の遺族の行賞救恤に遺憾無きを期し、又今次の支那事变に殉じたる忠勇烈士及傷痍軍人に対し凡ゆる国家施設を尽して徹底的援護を為すは無論民間又之に和して慰藉賑恤至らざるなく挙国一致して銃後の赤誠を披瀝せり」(浦城満之助 469)。つまり、恤兵院の設置は、「満洲国」が「挙国一致」の態度で

日本軍の中国侵略戦争に「銃後の赤誠を披瀝」する場になるのである。

恤兵院の企画者は軍政部と「満洲国」恩賜財団普済会であり、軍政部から委託された恩賜財団が具体的な経営に当たった。「茲に於て軍政部当局と普済会との意見の一致を見其の結果本院は普済会之が経営に当ることゝなれり」、しかも「具体的実施方法に就て研究の結果設立完了に至る迄は軍政部専ら其衝に当たりたり」という(同上 470)。これは「満洲国」の軍政部の管理のもとで経営した特殊な社会事業だと言えよう。

②恤兵院の経営

恤兵院の設立趣旨は、「……茲ニ於テ恩賜財団普済会ハ国庫ノ補助ヲ得テ建国ノ犠牲者タル傷痍勇士並一般公務員ニ対スル救護機関トシテ恤兵院ヲ設立シ以テ職業ノ再教育並再訓練ヲ実施シテ貧困救済ヲ為シ又終生ノ保養所トシテ重症者介護ニ当ラントスルモノナリ」(同上 469-470)とされていた。

恤兵院が設立されたのは、康徳4年の4月のことであり、所在地は新京特別市の興安大路1702号であった。敷地面積は28,950.68平米にのぼる広大な施設で、当初建築費としては165,000元を投じた。『恩賜財団普済会恤兵院規程』によれば、「恤兵院ハ軍人、軍属、警察官吏(ママ)其ノ他各官庁公務員ニシテ戦闘又ハ公務ノ為傷痍ヲ受ケ退官又ハ退職シタル者ヲ別ニ定ムル所ニヨリ収容補導ス」(同上 474)る施設で、入院した恤兵に対して「手当トシテ月二元ノ手当ヲ支給スルノ外食事、寝具、被服、日用品等ヲ支給」し、また、「恤兵ノ作業ニ依リ得タル純利益ハ恤兵各自ノ為積立貯金スルモノト」(同上 475)した。その上、傷残兵士退院後の生活の自立をはかるために、恤兵院は、「恤兵中適当ト認メタル者ハ希望ニ依リ、園芸、理髪、洗濯、マッサージ、縫工、靴工、木工、钣金、養鶏、養豚其ノ他ノ職業ヲ補導シ他日

独立シテ開業若クハ就職シ得ル様職業再教育又ハ再訓練ヲ行フ、而シテ恤兵ニ対スル職業輔導ハ輔導長其ノ任ニ当リ各専門家ノ輔導員ニ依リ之ヲ輔導シ之ニ要スル費用ハ総テ恤兵院ニテ負担セリ」(同上 475) という、専門的な施設として完備されており、しかも収容者への用意も周到だったと言える。

しかし、こうした多大な資金を投じて作られた恤兵院は、定員が150名に決められていたにも拘わらず、常時収容人数は三十数名に満たなかったという。その原因について、経営者の方は「マダ真当ニ恤兵院ヲ理解シテ居ル人が少イ」と説明した(同上 27)。1939年にやっと54人に到達したが、その中には満人(漢民族人を含む)、日本人、蒙人(モンゴル人)がそれぞれがいて、当初の目的にはまだほど遠い状態であった。

経営経費では、1942年度において約270万円の予算を計上されたという。

C. 財団法人満洲国防婦人会

財団法人満洲国防婦人会の前身は1934年10月21日に新京で結成された国防婦人会であり、名誉会長は張景恵國務総理の夫人で、会長は軍政部大臣夫妻であった。1937年2月、治外法権の撤廃と満鉄附属地行政権の移譲により、在満の大日本国防婦人会との合同の議が起こった。1938年に前線への軍事援護がますます切迫した任務になったため、「満洲国」内の婦人銃後団体を打って一丸とするために、4月3日、新たに満洲国国防婦人会が発足し、全満洲地方700の分会も同時に結成式を行なったという。

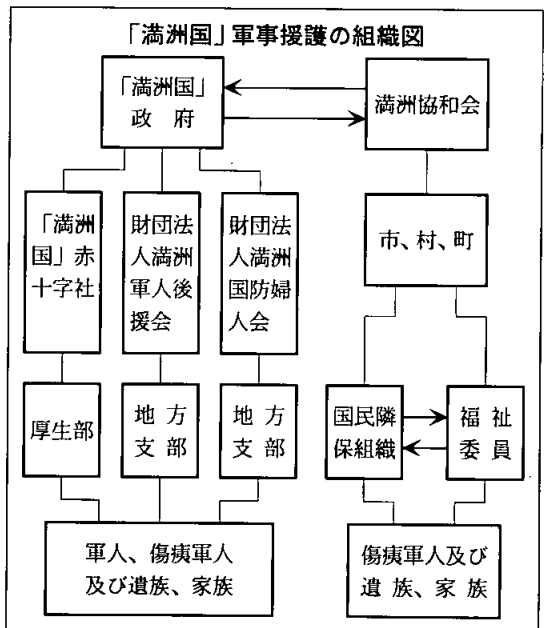
大会の宣言によれば、同婦人会の設立の目的は、「婦徳の涵養に努める国防の堅き礎となり銃後力となり」、「心身共に健全に子女を教育して御国の御用に立つ」、「国防の第一線に立って方々に御国の為に傷つき病める方を慰めて上がる」、「母や姐

妹の様な心をもって軍人遺族や傷痍軍人の御世話を致し」(満洲国通訊社 493) などとなっていた。

この満洲国防婦人会の主な事業は、軍人遺、家族からの生活相談、軍人及びその遺、家族の慰問慰謝、軍人後援会と連絡を取りながらその指示を受け遺族家族の臨時救済や扶助を当ることなどであり、そのほか、軍人が入、退営する際の歓、送迎なども決められていた。

上述三大団体は「満洲国」の社会事業が整備期に入ってから、「軍事救護法」の規定により、社会事業が再編成された過程の中に新しく作られた団体である。彼らは社会事業の組織と異なった組織システムを構成した。この三大団体の最も目立った特徴とは、実際の執行部門でもあり、同時に行政権力の代行部門でもあったことである。厚生時期に入ってから始めて生まれた新興社会事業団体の代表的な特徴だと言えよう。

軍事援護の組織関係は次の図の通りである。



D. 第一回軍事援護団体中央連絡会議

1938年の末、「時局下軍事援護の使命は益々重要な度を加へつつあるに鑑み」、「満洲国」の民生部は「軍事援護団体連絡会設置要綱」を公表した。この「要綱」に基づいて軍事援護団体中央連絡会を設立することになった。1939年1月19日、同連絡会の第一回連絡会議が開催された。会議の主催者は民政部厚生司であり、出席者は在満の日本帝国大使館、財団法人満洲軍人後援会、満洲国赤十字社、財団法人満洲国防婦人会、満洲帝国協和会、満洲国社会事業聯合会などであった。

会議では合わせて17の議案が提出され、各団体間の連絡、協議事項は大体次の数項目であった。

①軍事扶助家庭に対する医療、水道、電気、ガスなど公共料金の減免。②協和会、社会福祉委員会の各レベルの組織を通して軍事援護思想の普及と徹底的な指導を行う。③軍事援護の職業補導施設と社会事業の職業補導、授産施設を相互に利用しあうこと。④各軍事援護機関の組織間で相互の連絡、協調を保つこと。⑤第二回軍事援護強調週間実施。⑥中央及び地方軍事援護団体相互間の連絡と相互調整などであった（満洲国中央社会事業連合会編 39以下）。

「軍事援護団体連絡会設置要綱」条文自体はまだ見つからないが、この協議会での提案から見て、この時期の軍事援護活動には次の三つの傾向が指摘できる。第一には、軍事援護団体間の横、縦の両方からの関係に対して調整が行われたことによって、組織が強化された。第二には、軍事援護思想に関する教化も強化された。第三には、軍事援助を受ける家族への経済保護事業が重視されたことである。

結 び

上述した分析から見ても分かるように、「満洲国」の軍事援護は終始日本の侵略戦争の最前線と

直接結ばれ、軍事と政治の道具として様々な役割を果たしていた。その宿命から、この事業は、社会事業の原則からを背離せざるを得ず、当然の結果として、「満洲国」植民地社会事業の失敗は最初から定められていた。

文献目録

- (1) 吉田久一 1990年『現代社会事業史研究』川島書店
- (2) 吉林省民政庁社会科 康德7年(1940年)『吉林省社会事業要覧』
- (3) 満洲帝国政府編 昭和44年『満洲建国十年史』総論、原書房
- (4) 満洲国民政部社会司社会科 康德6年(1939年)「軍事援護断片」、『民生』2巻3号
- (5) 満洲国法制処編纂 康德9年(1942年)『満洲国法令輯覧』第四巻「軍事援護」
- (6) 満洲国史編纂刊行会 昭和44年『満洲国史一各論一』満洲同胞援護会発行
- (7) 満洲国通説社 1941年『満洲国現勢』康德7年版
- (8) 満洲国中央社会事業連合会編 康德9年(1942年)『満洲社会事業』3巻4号
- (9) 中央社会事業協会社会事業研究所 昭和18年版『日本社会事業年鑑』
- (10) 浦城満之助編纂 康德5年(1938年)『恩賜財団普濟会史』満洲図書株式会社
- (11) 「国兵法の特殊性」 康德7年(1940年)『民生』3巻3号
- (12) 「我が国軍事援護の現状と将来」 康德6年(1939年)『民生』2巻4号
- (13) 山室信一 1993年『キメラ—満洲国の肖像—』中公新社